





**各地区漁業共同組合遊漁証  
指定販売店・販売者**

地区名	販売店・販売者
上椎葉地区	井手理容所・椎葉信雄酒店・橋本商店・民宿ひえつき荘・鈴木克裕・山中誠・下椎葉酒店・平家本陣
鹿野遊地区	相生組
仲塔地区	久木野酒店・那須英一
尾八重地区	甲斐了英・黒木忠
尾向地区	民宿魁・ドライブイン民宿平家・岩富旅館・民宿清流・民宿おまえ・民宿紅葉屋・民宿又一・尾前孝一郎・尾前好美・甲斐左右吉・椎葉由利子
不土野地区	民宿富どの亭・椎葉稔・那須貴文
小崎地区	甲斐商店・右田圭之・居酒屋えのは
松尾地区	椎葉理容所・鹿瀬商店・甲斐浩・鹿瀬靖彦
大河内地区	民宿長谷川・民宿梅北・中竹旅館・大河建設・椎葉一光・右田房利・矢立キャンプ場
村外	白石釣具店(湯前町)・ポイント(日向店)・鳥栖店)・山本釣具店(熊本市)・Walker(大分県)

**平成26年 指定禁漁区**

河川名	禁漁区域
向山川	向山倉の迫谷(全面禁漁) 尾手納春山谷(全面禁漁)
不土野川	大岩屋谷(全面禁漁)
尾八重川	中尾谷の集落より上流(全面禁漁)
大河内川	折尾谷の村道より上流(全面禁漁)
矢立川	九州大学演習林内(全面禁漁) 合戦原谷より上流(全面禁漁)
小崎川	大越谷の橋より上流(全面禁漁) 葛原橋より上流(全面禁漁) 小崎谷の神社より上流(全面禁漁) くうりば谷の狩底集落より上流(全面禁漁) 全域ワカサギ禁漁(平成26年4月のみ)
桑の木原川	小屋の平谷の砂防より上流(全面禁漁) 春の平谷の上椎葉浄水場より上流(全面禁漁) 小中尾谷の林道カークボク谷(全面禁漁)
奥村川	奥村寺上流イケケクボ谷(全面禁漁)
大藪川	ヒノクチ谷、スノクチ谷、砂防より上流

※耳川と一ツ瀬川はそれぞれの遊漁券をお買い求め下さい。

※小丸川は、別途遊漁券が必要です。

**椎葉村漁業協同組合**

# 遊漁者のみなさんへ

## 椎葉の大ヤマメ



### 「平家マス」を釣り上げよう！

椎葉に生息する大ヤマメの愛称を募集しました。(平成25年度) 全国から313点の応募があり愛称を「平家マス」に決定しました。平成25年7月には尾向地区で60センチを超える平家マスが上がりました。

### きれいな河川で楽しい釣りを！

ゴミを見つけたら、ひろって持ち帰りましょう。

### 漁業規則〈抜粋〉

◎平成25年9月以降、漁業権切替のため漁業規則が一部変更になりました。

#### ◎遊漁期間

水系	魚種	耳川水系 (内共第7号第5種漁業権遊漁規則)	一ツ瀬川水系 (内共第12号第5種漁業権遊漁規則)
ヤマメ	アコ	3月1日～9月30日	3月1日～9月30日
ウナギ	コイ・フナ	6月10日～12月31日	6月1日～12月31日
オイカワ	フナ	1月1日～12月31日	—
フカサギ	フナ	4月1日～9月30日	4月1日～9月30日
	フナ	1月1日～12月31日	7月1日～2月末日
	フカサギ	1月1日～4月30日	1月1日～4月30日

※耳川水系小崎川全域でのフカサギ禁漁(平成26年4月のみ)

#### ◎遊漁料金(ヤマメ)

河川	耳川		一ツ瀬川	
	区分	年券	日券	0円
小学生以下	0円	0円	0円	0円
中学生	2,000円	1,000円	4,000円	1,500円

# 椎葉村漁業協同組合の事業

#### 沿革と方針

椎葉村漁業協同組合は、昭和37年に設立し魚類の繁殖保護に努めてきました。椎葉村は耳川、一ツ瀬川、小丸川の三河川の源流を有しており、小丸川を除く二河川の共同漁業権を有する組合です。二河川とも溪流が多く、生息に適したヤマメを主力に放流事業を行っています。環境美化、環境整備を行いながら、「魚が生息する、豊かな川づくり」を基本方針として邁進していきます。

#### 組織

#### 役員構成

組合長	副組合長	理事	監事	事務局
1	1	10	2	1

#### 過去5年間の組合員推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25
員数	400	400	385	372	366

#### 放流事業

魚種	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
ヤマメ	132,000尾	159,000尾	180,000尾	170,000尾	170,000尾
アコ	428kg	476kg	517kg	500kg	517kg
ウナギ	198kg	—	136kg	15kg	10kg
フナ	—	2,000尾	—	2,000尾	2,000尾
フカサギ	—	—	—	—	卵800万粒

※コイはコイヘルペス病予防の為、放流していません。

※コイ(耳川)とオイカワ(一ツ瀬川)には産卵床を造成しています。

#### 監視事業

ヤマメは3月の解禁日と5月の連休に村内河川の巡回監視を実施し、遊漁証の販売・釣り指導を行います。  
コイについては、上椎葉ダム等に無許可の網がないか巡回監視を実施します。

#### 河川清掃事業

河川・ダム内にある不法投棄されたゴミ等を関係機関と協力して取り除きます。

#### 汚濁等防止対策事業

河川工事に伴う濁水防止を建設業者、生コンクリート業者並びに採石業者等へ徹底推進し、河川工事に際しては、組合への同意書提出を必要とします。

水位調整ダムのため、水位が不安定なときがあります。周辺の崩壊により濁りが発生し、魚のエサとなるプランクトンに悪影響を及ぼしますので、毎年九州電力へ上椎葉ダムの安定水位の確保をお願いしています。

## 監視員・販売員のみなさんへ～遊漁証発行の留意事項～

- 遊漁証（年券・日券）を発行する場合には、必ず氏名をマジックで記入してください。
- 遊漁証発行と同時に〔遊漁の心得〕を配布してください。
- 禁漁区は適正な理由に基づき設定しているのので、遊漁者への指導をお願いします。《例として特定魚育成区、地区の飲料水の取り口など》
- 魚種により遊漁期間が異なるので、指導すること。
- 不明な点は、行使規則・遊漁規則を確認するか、事務局へお問い合わせください。
- 遊漁証の売上は、随時事務局へ納入してください。《納入期限は10月31日（厳守）とします。》

### 【椎葉村漁業協同組合・役員名簿】

役職名	氏名	担当地区	電話番号	役職名	氏名	担当地区	電話番号
組合長	尾前好美	全地区	67-5620	副組合長	椎葉一光	大河内	0983-38-1128
理事	相生秀樹	鹿野遊	67-2493	理事	鈴木克裕	上椎葉	67-2012
理事	甲斐浩	松尾	67-1159	理事	鹿瀬靖彦	松尾	67-1841
理事	甲斐了英	尾八重	67-5346	理事	山中誠	上椎葉	67-2543
理事	甲斐左右吉	尾向	67-5507	理事	椎葉稔	不土野	67-5015
理事	石田圭之	小崎	67-2193	理事	那須英一	仲塔	67-4901
監事	橋本浩美	-	67-2014	監事	椎葉大和	-	67-5816 67-5657
事務局	椎葉村役場 農林振興課	全地区	67-3206				

一	4,000円	2,000円	80歳以上	3,000円	1,000円
---	--------	--------	-------	--------	--------

※平成26年分より遊漁料金が変更(増額)されました。

#### ◎全長制限

魚種	水系	耳川水系	一ツ瀬川水系
ヤマメ	全長 15cm 以下	全長 15cm 以下	全長 15cm 以下
コイ	全長 10cm 以下	全長 10cm 以下	全長 10cm 以下
ウナギ	全長 25cm 以下	全長 25cm 以下	全長 25cm 以下

※制限以下の大きさのものを採捕してはいけません。

※耳川源流部に無断で放流されたイワナが繁殖し、ヤマメの生息地を浸食しています。イワナには採捕下限がありませんので、駆除にご協力ください。

#### ◎漁具・漁法の制限

漁具・漁法	範囲	魚種	範囲	魚種
手釣・平釣	1本まで	アユ・コイ・フナ・ヤマメ・オイカワ・フカサギ	3本まで	ウナギ
かなつき	1本まで	アユ・コイ・フナ・ヤマメ・オイカワ・ウナギ		

### 【罰則】

期間、全長等の制限に違反すると罰せられます。

※宮崎県内水面漁業調整規則により罰則等が定められています。

【第26条(禁止期間)】及び【第27条(全長等の制限)】等の規定違反が該当

【第36条(罰則)】により6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金(又は併科)

#### ◎その他

組合員には漁業行使規則、遊漁者には遊漁規則があります。詳しくは、椎葉村漁業協同組合事務局までお問い合わせください。

#### ◆問い合わせ

〒883-1601  
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1  
(椎葉村役場 農林振興課内)  
椎葉村漁業協同組合  
代表理事組合長 尾前好美  
電話 (0982) 67-3206  
FAX (0982) 67-2910  
電話 (0982) 67-5620

釣りの指導  
釣り場までの案内  
有料にてガイドの  
派遣が可能です